

金沢版ふるさと納税謝礼品協力事業者募集要領

1. 目的

本市では、ふるさと納税制度を活用し、本市の伝統文化、食文化、スポーツ文化及びものづくり文化を通じて地場産業の振興や地域経済の活性化を図ることを目的に、市外在住の寄附者に対して贈呈する謝礼品を提供していただける法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2. 応募要件

(1) 協力事業者について

次の要件をすべて満たすことが必要になります。

- (ア) 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- (イ) 各種法令を遵守した生産、製造、加工、販売を行っていること。
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (エ) 市税を滞納していないこと。

(2) 謝礼品について

次の要件をすべて満たしている食品及び飲料品、産業製品並びにその他、本市の魅力を発信できる商品を募集します。

・食品及び飲料品

- (ア) 金沢が誇る食文化の魅力を市外の寄附者にPRできる商品であること。
- (イ) 金沢の地場産品（※）であること。
- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱うこととする。
- (エ) 寄附者に商品到着後、原則5日以上賞味期限が保証されていること。（生鮮魚介類については、個別に対応する。）
- (オ) 本市の委託事業者（株式会社JTB、株式会社さとふる）が指定する宅配業者により配送が可能な商品であること。
- (カ) 総務省が示す返礼品の地場産品基準を満たすこと。

※金沢の地場産品について

【海産物】

- ・金沢市内の魚港で水揚げされたもの

※市外の漁港で水揚げされ、金沢市内の卸売市場で取扱いされたものは対象外です。

- ・市内で加工されたもの

【農産物等】

- ・金沢で生産・収穫されたもの
- ・市内の生産物を用いて市内又は市外で加工されたもの

【その他】

「金沢の食文化の継承及び振興に関する条例」の趣旨に適う金沢の料理、食材

※「金沢の食」とは、加賀野菜その他の農産物、海産物等の食材、清酒、茶、菓子及び調味料で本市において生産、加工等をされたもの並びにこれらを利用した加賀料理、じわもん料理等の料理をいう。

・産業製品

- (キ) 金沢が誇るものづくり文化の魅力を市外の寄附者に PR できる商品であること。
- (ク) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱うこととする。
- (ケ) 本市の委託事業者（株式会社 J T B、株式会社さとふる）が指定する宅配業者により配送が可能な商品であること。
- (コ) 総務省が示す返礼品の地場産品基準を満たすこと。

・その他、本市の魅力を発信できる商品

- (サ) 金沢が誇る伝統工芸やスポーツ文化、まちの魅力等を市外の寄附者に PR できる商品であること。
 - (シ) 総務省が示す返礼品の地場産品基準を満たすこと。
- (3) 代金の支払いについて
代金の支払いは、商品納品月の翌月末日頃に本市の委託事業者より振り込まれます。（送料は委託事業者が負担。）

3. 申込方法

4. 申込先及び謝礼品とりまとめ委託事業者へご連絡ください。

4. 申込先及び謝礼品とりまとめ委託事業者

効率的な運営、謝礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、謝礼品の取扱業務全般を下記事業者に委託します。

株式会社 J T B

TEL : 06-6260-0600

E-mail : f_ryoki018@jtb.com

5. 採用決定

謝礼品の採用については、「謝礼品選定委員会」の審議を経て決定します。

6. その他の留意事項

- (1) 協力事業者は、委託事業者を通じて本市から提供された寄附者の個人情報や「金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。
- (2) 商品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 登録された謝礼品を変更・辞退する場合は、事前に委託事業者までご連絡ください。
- (4) 協力事業者は、登録する謝礼品が地場産品基準や食品表示法等の関係法令を遵守していること

を確認するための書類の整備・保存をする義務を負うものとし、必要があるときは、金沢市及び委託事業者の調査・確認に応じる義務を負うものとします。

- (5) 品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について委託事業者へ必ずご報告ください。なお、品質等による保証や、クレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (6) 協力事業者及び商品が本要領2に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録は取り消されます。
- (7) 総務省で示される基準により、本要領2に定める要件が変更となる場合があります。

【謝礼品の審査基準等に関する問い合わせ先】

金沢市役所総務局総務課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL : 076-220-2092

E-mail : soumu@city.kanazawa.lg.jp

【申込先及び申込等その他不明点に関する問い合わせ先】

株式会社 J T B ふるさと開発事業部

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町2-1-25 JTBビル4階

TEL : 06-6260-0600

E-mail : f_ryoki018@jtb.com